

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【会長・副会長】

業 務 分 担

- 本会運営の総括的事項に関すること。
- 渉外及び広報活動に関すること。
- 各種報告・契約に関すること。

☆ 1 本会運営の総括的事項に関すること。 ☆

【通常総会】

- (1) 会場「清田中央会館」は、清田中央会館運営委員会の調整で決まる。〔例年:12月〕
- (2) 上記の決定後、通常総会開催の日程が確定する。
- (3) 3月末～4月上旬までに、①会計監査の実施、②議案書の作成、③開催通知の配布、④通常総会出欠の有無〔欠席の場合⇒委任状の回収〕を行う。
- (4) 通常総会の準備⇒①議長の手配、②表示物の確認
- (5) 通常総会当日⇒①総会の進行〔総務担当副会長司会〕、②総会成立の有無⇒監事から宣言、③事業報告、決算報告、監査報告、④事業計画(案)、予算(案)、⑤会則等の改正があれば審議、⑥役員選出
- (6) 総会終了後、会場の清掃、戸締りを行う。

【役員会】

- (1) 役員会開催の日程と議案の調整（必要に応じて三役会議、部長会議等の開催）

【予算・事業計画の立案】

- (1) 各部事業の点検・評価
- (2) 次年度事業計画の立案と予算の取りまとめ

☆ 2 渉外及び広報活動に関すること。 ☆

【式典等への出席】

- (1) 札幌市立清田南小学校・清田中学校入学式・卒業式
- (2) 札幌市立清田南小学校運動会〔6月上旬〕
- (3) 札幌市立清田南小学校学習発表会〔10月下旬〕
- (4) 札幌市立清田中学校学校祭
- (5) 清田ふれあい区民まつり〔9月上旬〕

【渉外】〔会議出席〕

- (1) 清田中央地区町内会連合会
- (2) 清田中央地区福祉のまち推進センター運営委員会
- (3) 清田中央地区除雪連絡協議会
- (4) あしりべつ郷土館運営委員会
- (5) 清田中央会館運営委員会
- (6) 清田南地区体育振興会運動公園運営委員会〔グラウンド使用申込〕



### 3 各種報告・契約に関すること。



#### 【各報告】

札幌市、清田中央町内会連合会等から、調査等の依頼があった場合、指定の期日までに回答する。

- (1) 住民組織助成金に係る実績報告書
- (2) 各種基礎資料のための町内会加入世帯数等調査
- (3) 自主防災活動状況報告書・自主防災活動に関する町内会登録台帳
- (4) 住民組織助成金実績報告書
- (5) 町内会(自治会)役員名簿⇒まちづくりセンター
- (6) 定期総会出席者報告〔代議員⇒4人、欠席の場合⇒委任状提出〕

#### 【各契約】

- (1) パートナーシップ排雪契約書
  - ① パートナーシップ排雪申請〔パートナーシップ制度(確認表)〕  
申込時期 例年12月中旬～1月中旬  
申込場所 清田土木センター 管理係
  - ② パートナーシップ排雪決定通知書
  - ③ 契約書〔検査終了後、マルチ除雪共同企業体⇒委託料請求⇒支払い〕
  - ④ ゴミステーションの調整 豊平・南清掃事務所 583-8613

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【 総 務 部 】

業 務 分 担

- 本会運営の総括的事項に関する庶務全般。
- 広報活動に関すること。
- 保健衛生、健康診断等に関すること。
- その他、各部に属さないこと。

☆ 1 本会運営の総括的事項に関する庶務全般。 ☆

【通常総会】

会長・副会長と連携し準備、開催日の庶務に関すること全般

【役員会・三役会議・部長会議】

- (1) 会長、副会長と開催の日程と議案の調整を行う。
- (2) 会場「清田中央会館」を予約する。〔会館事務局⇒883-5514〕
- (3) 開催通知を作成し、各役員、班長に配布する。
- (4) 資料の作成⇒議案・配布資料等の準備
- (5) 会議会場の設営
- (6) 出席者の確認
- (7) 議事録の作成
- (8) 会議終了後、会場の清掃、戸締りを行う。

☆ 2 広報活動に関すること。 ☆

【会報「いきいき」の発行】

- (1) 会報「いきいき」は、原則として年2回（前期、後期）の割合で発行する。
- (2) 各部の部長から掲載原稿を提出してもらう。〔版下作成⇒印刷製本⇒班長⇒回覧〕
- (3) 回覧制とする。

【訃報の通知】

- (1) 会員の遺族から死亡の連絡
- (2) 弔問して葬儀の日程等を打ち合わせる。
- (3) 「訃報のお知らせ」を作成して、各会員宅に配布する。
  - 葬儀の実施について、町内会に依頼がある場合  
通夜、告別式の手伝い⇒当該班を中心に編成し、役員を決める。
  - 香典の支出  
香典⇒5,000円

【各機関からの通知】

- (1) 札幌市、町連などからの通知を「清田中央会館」のレターボックスから受領し、必要に応じて会長、各部長に配布する。各部長に渡したときは、必ずそのコピーを会長に渡す。
- (2) 周知徹底した方がよい文書については、会員に回覧するとともに、重要と思われるものについては、役員会に報告する

☆ | 3 | 保健衛生、健康診断等に関すること。 ☆

【地区健康相談】

- (1) 胃・大腸がん検診（例年10月頃／清田中央会館で実施）  
委 託 財団法人北海道対がん協会 検診センター  
清田区保健福祉部〔清田保健センター〕  
健康・子ども課健やか推進係 TEL889-2400-523 石崎

☆ | 4 | 回覧文書及び郵便物に関すること ☆

- (1) 回覧文書及び郵便物の収集（中央会館より）
- (2) 班毎に整理（1，2，6，9，10班は2部作成）
- (3) 回覧控えの整理及び保管管理
- (4) 各班長宅へ配布（役員3名で分担）  
\*郵便物はその都度役員宅へ配布
- (5) 上記作業を2ヶ月毎に総務役員で当番制とする

☆ | 5 | その他、各部に属さないこと。 ☆

- (1) 会員名簿の整理と管理
- (2) 各部間の連絡調整
- (3) 町内会倉庫の管理

**清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）**

**【 会 計 部 】**

業 務 分 担

- 現金の出納保管に関すること。
- 会費、賦課金、交付金、寄附金等の受け入れに関すること。
- 通帳、証券、資産、その他保管、管理に関すること。
- その他、会計事務に関すること。

☆ **1 現金の出納保管に関すること。** ☆

**【現金の出納】**

- (1) 会費の徴収・交付金の受領
- (2) 各部の経費支出〔支出何書兼予算執行票〕

☆ **2 会費、賦課金、交付金、寄附金等の受け入れに関すること。** ☆

**【会費の徴収】**

- (1) 上期と下期に分けて、年2回徴収する。 @700×6×2=8,400
- (2) 上期は、5月下旬、下期は10月下旬までに班長が徴収する。
- (3) 転入・転出に当たっては、転入⇒次の月から徴収、転出⇒転出以降の残存月数を返却する。

**【各種分担金と交付金】**

**分担金**〔必要に応じ分担金の見直しを行なう〕

- |                   |          |               |
|-------------------|----------|---------------|
| (1) 清田中央地区町内会連合会費 | @450×世帯数 | 〔1月1日現在報告が基準〕 |
| (2) 清田悠悠クラブへ助成    | 70,000   |               |
| (3) あしりべつ郷土館運営負担金 | @50×世帯数  |               |
| (4) 共同募金          | 25,000   |               |
| (5) 日本赤十字社資       | 50,000   |               |
| (6) 清田南小学校スクールゾーン | 5,000    |               |
| (7) その他           |          |               |

(各年度総会資料に明記)

**交付金**〔町内会連合会から交付〕

- (1) 住民組織助成金 @130×世帯数+基準割額 [ @22,000 ]
- (2) 札幌市資源回収助成金 @3×年間重量(t)

☆ **3 通帳、証券、資産、その他保管、管理に関すること。** ☆

**【通帳の保管】**

- (1) 一般会計、
- (2) 会計部長印〔個人印〕

☆  
| 4 | その他、会計事務に関すること。 ☆

【会計監査】

- (1) 会計監査は、年2回行う。上期⇒10月上旬 下期⇒3月下旬

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【 福 祉 厚 生 部 】

業 務 分 担

●老人、児童、母子家庭及び身体障害者等の福祉に関すること。

●その他、福祉厚生に関すること。

☆

1 町内会親睦事業の計画・立案・実施。

☆

☆

2 老人、児童、母子家庭及び身体障害者等の福祉に関すること。

☆

【ふれあい訪問】〔民生委員・児童委員と協力・連携〕

- (1) ふれあい訪問  
と き 12月頃

75歳以上で一人暮らしの家庭訪問〔注意⇒年度により基準が変わる〕

【敬老の日記念事業】〔民生委員・児童委員、福祉推進員と協力・連携〕

- (1) 町内会「敬老の日記念事業」  
高齢者に記念品〔詳細は総会で決定〕を配布する。

【ふれあい広場】〔民生委員・児童委員、福祉推進員と協力・連携〕

- (1) 対象者 町内会会員の皆様
- (2) 事業⇒簡単な健康チェックと健康相談、余興

☆

3 その他、福祉厚生に関すること。

☆

【福祉推進委員会】

- (1) 清田第四町内会福祉推進委員会  
町内の高齢者、身体障害者等で日常生活に支援を必要とする者について、町内住民の参加のもとに福祉ネットワーク活動を行い、もって温かい人情味ある福祉のまちづくりに資することを目的に設置
- ① 事 業
- ・町内の要援護者及び福祉要望に関する情報の収集及び管理
  - ・福祉要望に対する支援活動の内容及び方法の検討
  - ・清田中央地区社会福祉協議会等が実施する事業への参加
  - ・福祉協力員の募集及び登録
- ② 組 織
- ・町内会の正副会長、総務部長、会計部長、福祉厚生部長及び女性部長
  - ・民生委員・児童委員、青少年育成委員、福祉のまち推進員、清田悠悠クラブ正副会長、日赤奉仕団員、福祉協力員
- (2) 清田中央地区福祉のまち推進センター
- ① 事 業
- ・幹 事 会
  - ・運営委員会
  - ・子育てサロン〔清ちっちクラブ、さくらキッズ〕
  - ・研修・講演会⇒7月中旬研修会
  - ・ふれあい訪問〔見守り、安否確認〕

- ・施設見学会
  - ・福祉推進委員会支援事業⇒活動計画書の提出

#### 【福祉推進委員会活動報告書兼次年度計画書】

助成金 5,000 円⇒報告書の提出

#### 【文化展示会】

- (1) 清田中央地区文化展示会  
10月上旬に開催される。作品の展示⇒会員に作品の募集を呼びかける。  
展示品⇒絵画、書道、陶芸、手芸、写真、生花、俳句、短歌、木彫り、手作り絵手紙など

#### 【福祉除雪】〔民生委員・児童委員と協力・連携〕

- (1) 福祉除雪サービス〔TEL⇒社会福祉協議会 889-2491 保健福祉課 889-2400〕  
地域の支え合いとして行われている事業〔札幌市社会福祉協議会、札幌市〕。  
高齢の方や障害のある方が、通院や買い物などの外出時に支障となる、道路に面した出入り口部分(間口部分⇒概ね幅 1.5m)、敷地内は玄関先までの通路部分で歩行に支障のない **80cm 程度**の雪を地域の協力員が除雪する事業。〔12月1日～3月25日〕
- (2) 申し込みから実施まで
  - ① 利用申込書〔8月31日～10月4日まで〕
  - ② 利用世帯の状況確認〔社会福祉協議会⇒民生委員・児童委員に連絡あり〕
  - ③ 負担金〔市民税非課税世帯⇒5,000円、課税世帯⇒10,000円、生活保護世帯⇒無料〕
  - ④ 福祉除雪“地域協力員”の募集〔年間@27,000〕

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【環境衛生部】

業 務 分 担

- 道路、河川、堤防用地、水道、廃水等都市環境の整備に関すること。
- 公園、緑地、その他都市環境の美化、緑化等に関すること。
- 公害対策、ゴミ処理等に関すること。
- その他、環境の整備に必要なこと。

☆ 1 道路、河川、等 環境の整備に関すること。 ☆

【道路・河川敷】

- (1) 道路の危険箇所の点検
- (2) 河川敷の草刈、街路樹の剪定など。〔年1～2回、札幌市が実施する。〕

☆ 2 公園、緑地、その他都市環境の美化、緑化等に関すること。 ☆

【街路樹ます花植】〔5月～6月頃〕

- (1) 街路樹ますへの花植のための花苗の申し込み
  - ① 花苗申込書〔5月初旬頃⇒清田区土木センター〕
  - ② 花植場所〔ます44カ所〕及び苗の配布先指定
- (2) 6月上旬44の「街路樹ます」に花植、管理

【春・秋の清掃】

環境美化の推進を図るため、春・秋に清掃運動を実施している。

- (1) 春の清掃運動 4月～5月頃
- (2) 秋の清掃運動 9月～10月頃

清掃活動で集めたごみを収集するので、実施日の1週間前まで、豊平清掃事務所に連絡する。南区真駒内602 Tel583-8613 実施連絡票（FAX版）により連絡 Fax 583-7959

☆ 3 公害対策、ゴミ処理等に関すること。 ☆

- (1) 街をきれいに!クリーン大作戦  
例年5月30日に「街をきれいに!クリーン大作戦」を実施する。  
わんぱく公園集合⇒実施要領説明⇒コース別に道路や公園の清掃⇒拾ったごみは、レジ袋等に入れる⇒ごみ収集⇒ジュースを受け取って終了
- (2) 清田区ごみゼロキャンペーン  
清田区では、ごみのない美しいまちを目指し、たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てをなくすため、さまざまな啓発活動を行っている。札幌市では平成16年12月に「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例〔ポイ捨て防止条例〕」を制定した。
- (3) ごみステーションの管理  
ケージの保守管理・補修等  
適切な個数 設置場所を検討し、役員会に諮り改善する。



#### 4 | その他、環境の整備に必要なこと。



##### 【研修会・総会】

- (1) クリーンさっぽろ衛生推進員研修会  
10月中旬 施設見学研修等が実施される。

##### 【資源回収】

- (1) 毎月第1・第3月曜日

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【 防 災 防 犯 部 】

業 務 分 担

- 防火、防災、防犯に関すること。
- 防火訓練、災害対策、防犯思想の普及に関すること。
- 防火、防災、防犯パトロールに関すること。
- 防犯灯及び街路灯の維持に関すること。

☆ | 1 | 防火、防災、防犯に関すること。 ☆

【火災予防】 清田消防署予防課・警防課 883-2100

火災発生の未然防止と火災による死傷者の発生防止を重点に火災予防運動を全市一斉に展開する。この運動の趣旨を理解し、町内会の防火・防災に関するセミナー等を開催し、参加者に防火意識の高揚を図る。

- (1) 春の火災予防運動 4月
- (2) 秋の火災予防運動 10月

☆ | 2 | 防火訓練、災害対策、防犯思想の普及に関すること。 ☆

【防災訓練等】

- (1) 清田区防災訓練への参加

例年、清田区では防災週間〔8月30日～9月5日〕に、災害に強く誰もが安心して暮らせる街づくりを目指して、災害発生時に、初動体制が迅速かつ的確に確保できるよう、住民組織や防災関係機関との緊密な連携協力体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成と災害対応能力の向上を図ることを目的としている。

【訓練概要】 2時間〔参加人員⇒町連から割り当てられる。〕

避難誘導訓練、煙道通過訓練、倒壊家屋からの救出・救護訓練、消火器・バケツリレー消火訓練、救急応急訓練(心肺蘇生、AED取扱)、給食・給水訓練

- (2) 自主防災活動

- ① 清田区長から、自主防災活動に関する町内会登録台帳の確認及び自主防災活動状況等の照会がある。
- ② 町内会独自に実施することが望ましい。

【研 修 会】

- (1) 防災安全研修会〔札幌清田区防火委員会〕

例年、10月下旬に開催される。災害から安全・安心を得るためには、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自ら身の安全を守るとともに、地域住民が連携して迅速かつ適切な防災活動を繰り返し広げ、お互いに助け合う体制作りが重要である。

万一の災害発生時のための知識として備えるための研修を行っている。

【防災リーダー研修】

- (1) 清田区防災リーダー研修会（清田消防署）

10月下旬開催する。自主防災活動の必要性、家庭の防災対策などの学科研修や消火、

救出、救護訓練などの実技研修を通じ、防災に関する知識や技術を有する中心的なリーダーを育成することを目的とする。

〔研修内容〕

- ① 学科研修 40分〔自主防災組織の概要、防災リーダーの役割、災害対策、防災訓練計画〕
- ② 実技研修 100分〔消火訓練、救出訓練、AED取扱訓練〕

〔受講対象者〕

各町内会 3人以内

〔研修日〕

毎年 10月の予定

### ☆ | 3 | 防火、防災、防犯パトロールに関すること。 ☆

#### 【パトロール】

- (1) 町内全域の夜間パトロールの実施  
青少年育成部と協力して、町内会全域をパトロールする。

#### 【放火防止】

- (1) 町内会における放火防止対策  
札幌市清田消防署から、町内会における放火防止対策の実施について依頼がある。  
「放火防止のための点検票」に記入し、警防課消防一係〔TEL883-2100〕へ回答する。

### ☆ | 4 | 防犯灯及び街路灯の設置、維持に関すること。 ☆

#### 【街路灯の点検・維持】

- (1) 街路灯の点検  
球切れなどがあれば、土木センターに依頼して交換する。

【交通安全部】

業 務 分 担

- 交通安全思想の普及に関すること。
- 交通安全施設の整備促進並びに交通指導に関すること。
- 除雪、散水等に関すること。
- その他、交通安全対策に関すること。

☆ 1 | 交通安全思想の普及に関すること。

【交通安全パレード】

- (1) 例年、4月札幌市立清田南小学校・清田緑小学校合同の「交通安全パレード」に参加し、新入学生の交通安全を指導する。

【交通事故防止総決起集会・街頭啓発】

- (1) 春の交通安全市民総ぐるみ運動
- (2) 夏の交通安全市民総ぐるみ運動
- (3) 秋の交通安全市民総ぐるみ運動
- (4) 冬の交通安全市民総ぐるみ運動

☆ 2 | 交通安全施設の整備促進並びに交通指導に関すること。

【通学路の安全確認】

- (1) 8・3参加（午前8時・午後3時に通学路の安全を見守る）
- (2) 子ども110番の家（協力者を把握）

☆ 3 | 除雪、散水等に関すること。

【除 雪】

- (1) 新雪除雪  
生活道路の新雪除雪の初出動日〔12月中旬〕と最終出動日〔3月中旬〕  
車道除雪の出動基準は、原則として、積雪量が10cmを超えたとき、超えなくても必要と判断したときですが、交通障害〔路面修整、拡幅除雪〕が発生したときは除雪センターに電話すると状況により、出動してくれます。センター Tel 883-9426  
新雪除雪、歩道除雪とも、駐車車両があるため、除雪できない区間が生ずるので路上駐車しないよう要請がある。
- (3) ザクザク道路の処理  
雨のときや雪解けのザクザク道路の整備を行う。
- (4) 交差点排雪  
通学路の主要交差点の見通しの悪い箇所の排雪を行う。

【土木センターからのお願い】

ガードレールの取り外し、河川への雪投げ防止について毎年、禁止の通達がある。

【散 水】

主要部分については、散水車が散水する。

☆  
4 その他、交通安全対策に関すること。

【スクールゾーン】

- (1) 札幌市立清田南小学校スクールゾーン実行委員会  
年2回開催する。 第1回 6月上旬 第2回 3月上旬

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【青少年育成部】

業 務 分 担

- 青少年、子ども会等の健全育成に関すること。
- 成人式等に関すること。
- その他

☆ | 1 | 青少年、子ども会等の健全育成に関すること。 ☆

【健全育成】

- (1) 夏休みラジオ体操
- (2) 夏休み、冬休み中の子どもの交通事故防止
- (3) 健全育成に関する行事の計画・実行
- (4) 子ども会の結成（H20/10 ミラクル子ども会発足）
- (5) 清田中央連合会主催の行事へ参加（もちつき大会）

☆ | 2 | 成人式等に関すること。 ☆

【成人式】

- (1) 町内の対象者抽出

☆ | 3 | その他。 ☆

【子ども110番の家】

実数を把握

【公園使用申込】

- (1) 清田中央・南・西・真栄公園利用申込  
清田南地区体育振興会運動公園運営委員会に申し込む。  
調整は、年1回〔5月1日～10月31日〕  
調整日 4月初旬

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【 体 育 部 】

業	務	分	担
<p>●<b>体育を通じた親睦行事等に関すること。</b></p> <p>●<b>その他</b></p>			
☆			
1   <b>体育を通じた親睦行事等に関すること。</b> ☆			
【清田中央地区町内会連合会主催行事】			
(1) パークゴルフ大会			
(2) 成人野球大会			
(3) 清田区地区対抗壮年野球大会			
(4) 歩く運動			
(5) ミニパークゴルフ大会			
【スポーツに関する親睦行事の立案と実行】			
☆			
2   <b>その他。</b> ☆			
【公園使用申込】			
(1) 清田中央・南・西・真栄公園利用申込			
清田南地区体育振興会運動公園運営委員会に申し込む。			
調整は、年1回〔5月1日～10月31日〕			
調整日 4月初旬			

清田第四町内会部設置規定（平成31年4月改定版）

【女性部】

業	務	分	担
<p>●会員の健康維持、増進及び体育に関すること。 ●会員の親睦に関すること。 ●その他</p>			
☆			
1   会員の親睦に関すること。 ☆			
【会員の親睦会の計画・実行】			
☆			
2   その他。 ☆			
【各部との協力・連携】			
(1) 福祉厚生部 敬老の日記念事業等の記念品の手配、配布			
(2) 青少年育成部、体育部 諸行事の協力・連携			
【一円玉募金】			
(1) 町連の一円玉募金活動に協力 11月下旬まで			
【スクールゾーン】			
(1) 札幌市立清田南小学校スクールゾーン実行委員会 年2回開催する。 第1回 6月上旬 第2回 3月上旬			